香芝市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月26日

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市条例第33号

香芝市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部 を改正する条例

第1条 香芝市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例(昭和32年条例第35号)の一部を次のように改正する。

第5条ただし書中「、「100分の170」を「「100分の170」と、「100分の127. 5」とあるのは「100分の175」に改める。

第2条 香芝市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一 部を次のように改正する。

第5条ただし書中「100分の122. 5」とあるのは「100分の170」と、「100分の127. 5」とあるのは「100分の175」を「100分の125」とあるのは、「100分の172. 5」に改める。

附則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年 4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の香芝市の特別職の職員で常勤のものの給与及 び旅費に関する条例(以下「改正後の特別職給与条例」という。)の規定は、 令和6年12月1日から適用する。

(給与の内払)

3 改正後の特別職給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による 改正前の香芝市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の 規定に基づいて支給された給与は、改正後の特別職給与条例の規定による給 与の内払とみなす。